

平成28年5月16日  
住宅局住宅生産課

## 「平成28年度（第1回）既存建築物省エネ化推進事業（建築物の改修工事）」の提案募集の開始について

標記事業について提案募集を開始することとしましたので、お知らせします。

本事業は、建築物ストックの省エネルギー改修等を促進するため、民間事業者等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存建築物ストックの省エネ化の推進及び関連投資の活性化を図るものです。

\*平成28年度は例年通り2回公募を予定しております。

### ■事業概要

（詳細については、以下の評価事務局ホームページをご確認下さい）

#### 1) 主な事業要件

- ① 躯体（外皮）の省エネ改修を行うものであること。
- ② 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して15%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施するものであること。
- ③ 改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと。
- ④ 改修後の建築物の省エネルギー性能を表示すること。
- ⑤ エネルギー使用量の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること。
- ⑥ 省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上であること。  
（ただし、複数の建築物における事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可とする）
- ⑦ 平成28年度中に着手するものであること。

#### 2) 補助対象費用

- ① 省エネ改修工事に要する費用
- ② エネルギー使用量の計測等に要する費用
- ③ バリアフリー改修工事に要する費用（省エネ改修工事と併せて行う場合に限る）
- ④ 省エネルギー性能の表示に要する費用

#### 3) 補助率・補助限度額

補助率 : 1/3（上記の改修を行う建築主等に対して、国が費用の1/3を支援）

補助限度額 : 5,000万円/件（設備改修に係る補助限度額は2,500万円まで）

※バリアフリー改修を行う場合は、当該改修に係る補助額として2,500万円を限度に加算。

（ただし、バリアフリー改修に係る補助額は省エネ改修に係る補助額以下）

#### 4) 応募期間

平成28年5月16日（月） ～ 平成28年6月29日（水） ※消印有効

#### 5) 今後の予定

・5月下旬により全国8会場で住宅・建築物 省エネ・省CO2 関連支援事業説明会を開催します（参加費

無料)。詳細は以下のアドレスをご確認下さい。

[http://www.jsbc.or.jp/seminar/2016/co2\\_seminar160509.html](http://www.jsbc.or.jp/seminar/2016/co2_seminar160509.html)

・第2回は9月ごろの募集を予定しています。

<応募書類の入手・問合せ先>

既存建築物省エネ化推進事業評価事務局

メール : [kaishu@hyoka-jimu.jp](mailto:kaishu@hyoka-jimu.jp) HP : <http://hyoka-jimu.jp/kaishu/>

電話 : 03-3222-8055 FAX : 03-3222-7722

<担 当>

国土交通省住宅局住宅生産課 企画専門官 福井 武夫 係長 植田 浩文

電話 : 03-5253-8111 (内線 39429)、03-5253-8940 (夜間直通) FAX : 03-5253-1629